白文)

縣有林之記

於縣會 産 民又将至無聊其生也 植樹之業以二百十二年大成之 奨励植林之事 信之為州 年也 又鬱々蒼々 供給之急斧斤不遑以其時竟陥濫伐之弊其鬱 而固自治之基礎 々恢復舊時之觀 議皆克諧 詩日靡不有初 位 于我邦最高地 冒嶺盈澤 而未至見其効也 乃禀請農商務省 關知事有憂於此 使吏員計画之 長野縣治亦藉以廣拓富源 鮮克有終 天地之気合同融和 山林原野占十之九 而其間得二十八億圓之収益 縣知事關清英 況如斯業 省議亦嘉納之 因名日縣有林焉 与縣會議員謀 雨暘咸若 々蒼 々者 其企圖最遠大不可不期功於二百年遠者乎 深慨之 其面積百五十餘萬町歩 而自治之基礎更加 特許其請 其方法在請御料及國有之林野 立碑于議事院前 風霆其時 縣自當経営之任 赤裸露山骨不獨不存舊時之觀陰陽不和 大成以後年々得三十五萬圓也 於是新起苗圃 故水利暢達。災害不臻矣 一層之鞏固可期而待焉 長野県管之 記其事由 欲 一以廣示模範於全縣 相山野植林之事 以遺于後人 往時森林繁茂 在各郡者約七千五百町歩 故公人克継承之拮据経営 明治三十六年案成 若夫附之忽諸乎 維新以降 其能全斯業 漸就其緒 寒暑失時 而計植林之普及發達 老松横空古杉參天 百般之事業勃興 實明治三十七年日露開戦之第 霜害水難荐臻。 山林之荒廢 咨詢之於縣參事會 而舉實益与否者 以為縣有 不敢怠則 檜柏樅楢之屬 木材之需用日加 日甚日 三十 一以造設縣有財 是以縣屡發令 其責實在 信州之山 一年間卒 遂提議 一日縣

明治三十八年三月

而蒙其惠澤者

亦在後人也

為後人者

豈可不黽而勉哉

余參畫廳議

詳其顛末

於是乎記其梗概

云

長野県書記官従五位勲五等 横田太一郎 撰 詩文)長野県知事従四位勲三等 關 清英 篆額 題字)

裏面に県会議員42名と関知事以下県幹部5名の氏名が記されていますが省略します。)



「県有林の記」の題字

読み下し文)

県有林の記

それ時にあり、 空に横たわり、古杉天に三参つ。 檜柏 樅楢の属また四鬱々蒼々嶺を冒い、沢に盈ちる。天地の気、五合同六融和し、七雨暘みなしたがい、八風 霆がに横たわり、古杉天に三参つ。 檜柏 樅楢の属また四鬱々蒼々嶺を冒い、沢に盈ちる。天地の気、五合同六融和し、七雨暘みなしたがい、八風 霆 の州なる、 我が邦の最高地に位し、山林原野十の九を占む。 故に水利π暢達し、災害いたらず。 維新以降、百般の事業「③勃興し、 その面積百五十万余町歩、 木材の需要は日に多きを加え供給の急なる二斧斤その 長野県これを管る。 往時は森林三繁茂し、老松

県有林…県が所有する森林。

のみならず、三陰陽和せず、 時を以てするにいとまあらず、

寒暑時を失まり、

霜害水難「しきりにいたる。是をもって県二屡 令を発し、

植樹の事を三奨励す。

而して

ひとり旧時の観を存せざる

三赤裸一四山骨を露わにし、

ついに三濫伐の弊に陥り、その鬱々蒼々たるもの、

繁茂…草や木が茂ること。

参 つ…行く、 至る

兀 鬱々蒼々…鬱々とは、樹木がこんもり茂るさま。 蒼々とは、 たくさんの木が茂って、 薄暗くひんやりすること。

Ŧi. 合同…合う。二つ以上のものが一緒になる。

六 融和…とけあって一つになる。うちとけ和らぐ。

七 雨暘…雨と晴れ

八 風 霆 …風と雷

暢達…のびのびとしていること。

ō 勃興…急に勢いを得て、盛んになること。

二 斧斤…おの。まさかり。

三 濫伐…むやみに木を切る。 乱伐。

|四||山骨…山の土砂が崩れて、露出した岩石。||三||赤裸…包み隠さない様子。|

五 陰陽…陰と陽。 天と地の間の万物を作り出す二気。 天地、 日月、 男女のように相対する二つの気。

参事会に三諮詢し、遂に県会に提議す。議みな克く三諧う。乃ち農商務省に「『稟請し、「玉省議またこれを「素綿し、特にその請うを許す。 これにおいて新たに「古圃を起こし、山野を相び植林の事 年を以てこれを「○大成し、「二而してその間、二十八億円の収益を得、大成以後年々三十五万円を得んとす。明治三十六年案成り、これを県です。 まいまい という。 植樹の普及発達を図り、 一つは以て県有財産を+造設し<自治の基礎を固めんと欲し、+束員をしてこれを計画せしめ、因って名づけて県有林 いまだその効を見るに至らざるなり。県知事 その方法は御料及び国有の林野、各郡にあるもの約七千五百町歩を請い、以て県有となし、三十二年間に植樹の業を卒え、二百十二 □関清英、深くこれをΞ慨き、県自ら経営の任に当たり、 一つは以て広く☆模範を全県に示し、 一漸 くその三緒につく。実に明治三十七年三日露開戦の第一年なり。四詩によるや

しきりに…同じ状態がなかなか止まず、繰り返されること。

屡 …何度も繰り返し行われる。たびたび。

よい事だとして、それを行うように勧めること。

几 関清英… 1851~1927)当時の長野県知事 **育選第8代**。 在任1902~1905年)。

五. 慨く…憂え悲しむ。憂えて憤慨する。

六 模範…見習うべきりっぱなやり方。手本。

造設…施設などをつくりもうけること。

七

自治…団体などが自分たちの事を自己の責任においてきちんと処理すること。

吏員…公共団体の職員。公務員。

九

○ 大成…長い間かかって一つの仕事を仕上げること。

二 而 して…前文で述べた事柄に並べて、あるいは付け加えて、別の事柄を述べるときに用いる。

三 諮詢…決定権をもつ者が有識者などにはかって意見をきくこと。

三 諧う…ととのう。調和する。

稟請…上役に申し出て請求すること。

匹

五 省議…その省内の統 一意見 を決定するための幹部間の会議)。

六 嘉納…臣下の申請、 献上品などを快くお受けになること。

七 苗圃…苗木や苗草を育てるために特に設けた土地

附せんか、 曰く、初めあらざること靡く、終わり克く有ること鮮しと。π況やπ斯業のごとき、そのπ企図最も遠大にして功を二百年の遠きに期せざる 三長野県治また以て広く三富源を拓くに回藉し、自ら治むる基礎さらにその三輩固を加えんこと期して待つべし。若し夫れこれを三忽諸に三長野県治また以て広く三富源を拓くに回藉し、自ら治むる基礎さらにその三輩との 山林の荒廃日一日に甚だしく、県民また将にその生を王聊るところ無きに至らんとするなり。関知事ここに三憂いあり、与て県

漸く…待ち望んでいたこと 事態)が遅れはしたが、実現することを表す。

二緒…仕事の始まり。

日露開戦…ここでは、日露戦争 (1904) 1905) の始まりをさす。

詩…詩経。詩経は、中国最古の詩篇で、西周時代に孔子が編集したとされる。

況や~をや…まして~はなおさらのことである。

五 四

六 斯業…この事業 仕事)。

セ 企図:計画 すること)。

故に…こういう理由で。こういうわけだから。

八

後人…何かをした人から見て、のちの時代の)人。

拮据…苦しいところをがまんして、よくっとめること。

| | 恢復…元の良かった状態をとり返すこと。回復

三 長野県治…長野県の行政。長野県政。

三富源…富を生じる元。

藉する…よる。たよる。

四

宝 鞏固…強くてしっかりしていて、容易に動かされない様子。強用

忽諸に附付)す…おろそかにする。

六

モ 聊る…たのむ。よる。

憂い… 予想される悪い状態に対する) 心配

八

に後人にあり。 会議員と「謀り、 而してその恵沢をこうむる者、また後人に在るなり。後人たる者は豈に黽めて勉めざるべけんや。余、庁議にº
参画し、そのサ 議事院の前に碑を建てその三事由をしるし、 以て後人に遺し、その能く斯業を全うして三実益を挙くると否とは、 その責実

顛末を六詳らかにす。これにおいてその七梗概を記すという。 てんまっ っまび



長野県庁 議員会館前に建て られた「県有林の記」の石碑



「県有林の記」の石碑にある 「自治之基礎」の文字

謀る… 人に相談する。

事由… 物事の事情と理由。

参画… 実 益 … 事業などの計画の相談に加わること。 実際の利益。

四 三

六 五. えられる。 頼ねまっ 詳らかにす…調べて事情をはっきりさせる。ここでは、当時の県議会等において県有林の設定について提案説明等をしたことを指すと考 事の始めから終りまでの詳しい事情。 明治三十六年十二月 県有林経営につき通常県会知事表明」参照。)

七 梗概:: あらすじ。

現代語訳)

県有林の記

信州は 我が国の最高地に位置し、 山林原野が9割を占めている。 その面積は、 150万ヘクタール余りで、 長野県がこの信州を管轄してい

る

などの種類の木々も鬱蒼と山の峰々を覆い、 ってほどよいものであった。 むかしは森林が繁茂し、年老いた松は空に横たわり、 風や雷の日も時にはあり、 沢にも満ちあふれていた。天と地は合わさり融和して、雨の降り方、日の照り方も天地にしたが 古から長い時を経た杉は天に向かって立っていた。またヒノキ、 水利はのびのびと行き届き、 災害に至ることはなかった。 カシワ、

造成することにより、自治体の財政的な基盤を固めるようと望み、 した。 励したが、 外れに訪れるようになり、霜の害や洪水による災難が立て続けにに起こるようになった。そのため、県は次々に通達を出し、 ていた山々は丸裸となって岩をむき出しにして、 明治維新以降、 その目的の一つは、森林経営の模範を広く全県に示して植樹の普及啓発を図ることであり、 思うような効果をあげることはできずにいた。県知事の関清英はこのことを深く嘆いて、 様々な事業が興り、木材の需要は日ごとに増え、供給のための急な伐採が続き、ついには乱伐の害に陥った。その鬱蒼とし かっての昔の姿は見る影もなくなった。さらに自然は陰陽の調和を失い、暑さや寒さが季節 - 県の吏員に計画を立てさせた。そういうわけで、これを名づけて - 県有林 目的のもう 一つは県有財産としての森林を 県が自らの責任で森林の経営を行おうと 植樹するよう奨

別に許可された。そこで新たに苗圃をつくり、 びとなった。 するものであった。 その計 212年間でこの事業を完全になしとげ、 画 の方策は、 話し合 明治 36 いがみなととのい、 県下各郡にある御料林及び国有林約7500ヘクタール **1903年**)にこの案ができあがり、 議案が可決されたため、農商務省に申請したところ、 山野を調査して適地を選び、ようやく植林の事業がその緒についた。実に明治37年 その間に28億円の収益を得て、さらに事業を成しとげた後も毎年35 この案を県の参事会にはかり意見を求め、 の払い下げ) 省議でもまた快く受け入れられ、 を国に申請して県有地とし、 ついに県議会に提案する運 万円の収益を得ようと 31 この申請は特 年間 1 9 0

4年)日露開戦の第一年目であった。

う。ましてやこの事業のようにその構想が遠大で、その成果を遠く200年先に期待するようなものはなおさらである。 詩経では はじめ有らざる事なく、よく終わる事すくなし」 何事にも始まりがあるが、それが最後までなし遂げられる事は少ない)とい

にすれば、山林の荒廃は日一日とひどくなり、やがて県民はその生活のよりどころを失うことになるだろう。 戻し、また長野県政も広く富のもととなる資源を開拓し、さらに自治の基礎は それゆえに後世の人々はこの事業をしっかり継承して、その経営に励んで怠らないのであれば、信州の山々は再び鬱蒼として元の姿を取り 一層強くなることが期待できる。 しかし、もしこれをおろそか

るのもまた後世の人々である。どうして後世の人々は力を尽くして努力せずにいられようか。 た。この事業をしっかりと全うして実際の利益をあげることができるかどうかの責任はまさに後世の人々にある。そして、その恩恵にあずか 私は庁議に参加して、この内容の一部始終の詳細を明らかにした。ここにその概要をしるすものである。 関知事はこのことを深く憂慮して、すべての県会議員と相談し、議事院の前に石碑を建てて、その理由を記し、 いや努力せずにいられない。 後世の人々に残すことにし

明治38年 1905年)3月

長野県知事 従四位勲三等 関清英 篆額 題字

長野県書記官従五位勲五等 横田太一郎 撰 詩文)



「県有林の記」の石 碑にある植樹」の文 字